

食の安全及び消費者の信頼の確保について

平成 1 8 年 1 月

消費・安全局消費・安全政策課

目 次

．背景と基本的な視点 1

．食の安全及び消費者の信頼の確保

1 ．食の安全の確保 3

（ 1 ）リスク管理の標準手順書の策定 4

（ 2 ）農場から食卓までのリスク管理の徹底 . 5

生産段階における取組 6

家畜防疫体制の強化 7

輸入に関する取組 8

（ 3 ）リスクコミュニケーションの推進 . . . 9

2 ．消費者の信頼の確保

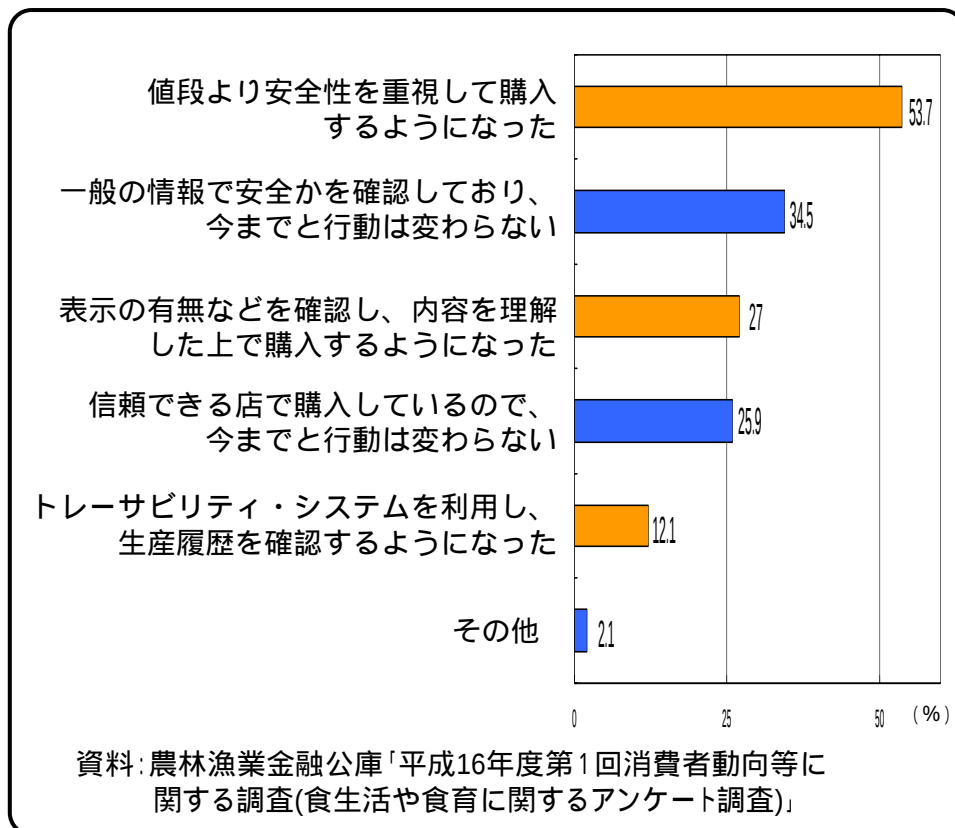
（ 1 ）トレーサビリティシステムの導入 . . 10

（ 2 ）食品表示の適正化と規格の充実 . . . 11

. 背景と基本的な視点

- 平成13年9月にBSE(牛海綿状脳症)の発生が国内で初めて確認され、その後、食品不正表示事件が相次いだことなどを契機に、食の安全に対する国民の信頼が揺らいでいます。
- 消費者が求め、消費者に選択される農産物や食品を供給することが、農業と食品産業が発展するための基本です。このため、消費者の視点を反映させ、食品の安全性の確保や需要に応じた農業生産の促進などの施策を実施しています。
- その際、消費者が、正しい理解に基づき安心して安全な食品を選択できるよう、農産物と食品に関する正確な情報を提供します。

■ 食品購入時における消費者の意識・関心



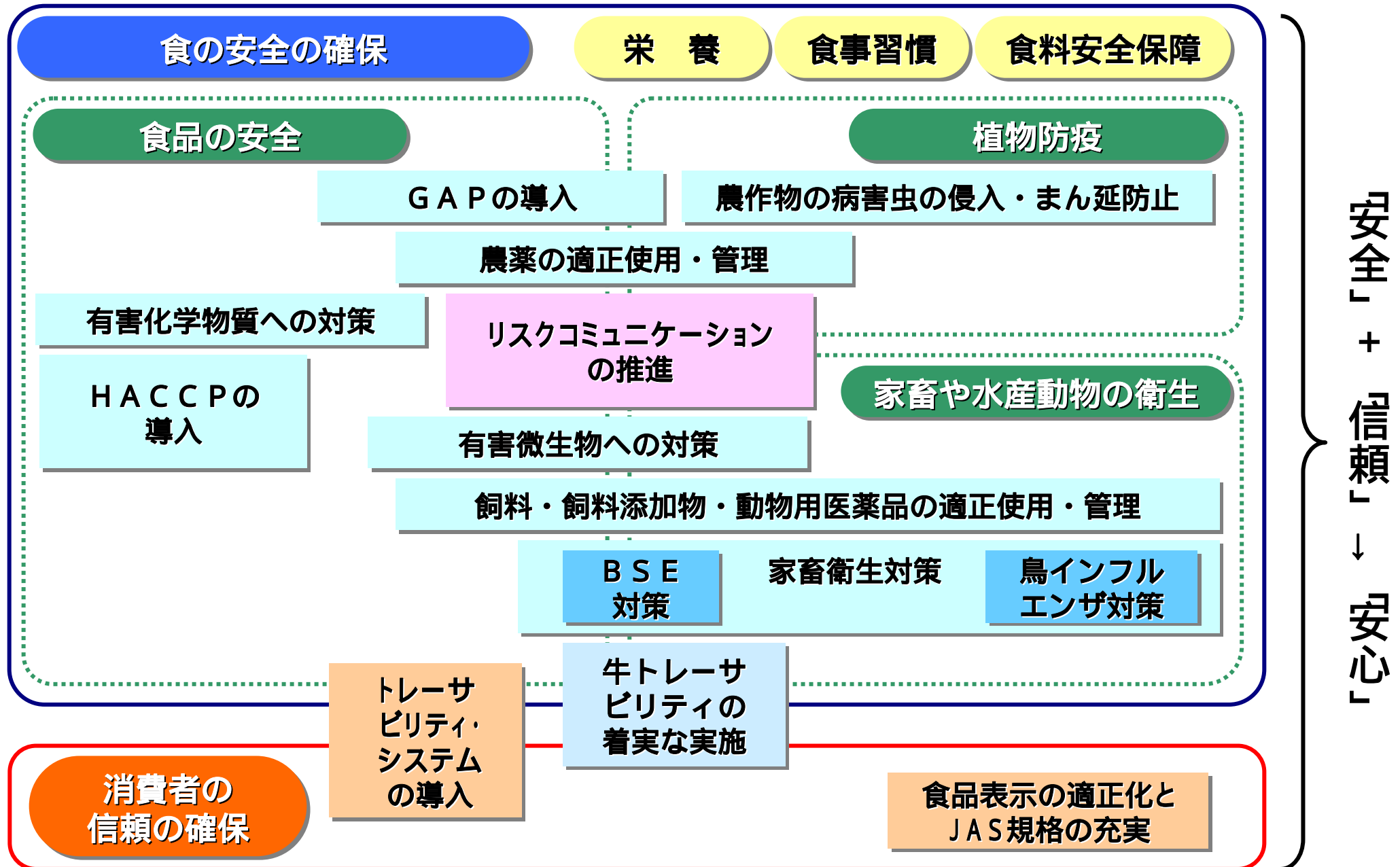
■ 食品供給の各段階における消費者の不安感

(%)

項 目	不安がある	不安がない	無回答
農畜水産物の生産過程での安全性	77.6	17.7	4.7
輸入農産物、輸入原材料等の安全性	91.4	5.3	3.3
製造・加工工程での安全性	74.3	19.7	6.0
流通過程での安全性	49.3	43.0	7.8
小売店での安全性	57.0	35.9	7.1
外食店舗での安全性	73.7	20.5	5.8
家庭での取り扱い方	29.6	62.2	8.2
その他	9.0	54.4	36.6

資料：農林水産省「食料品消費モニター調査」（平成15年8月）

農林水産省の「食の安全と消費者の信頼の確保」に関する施策

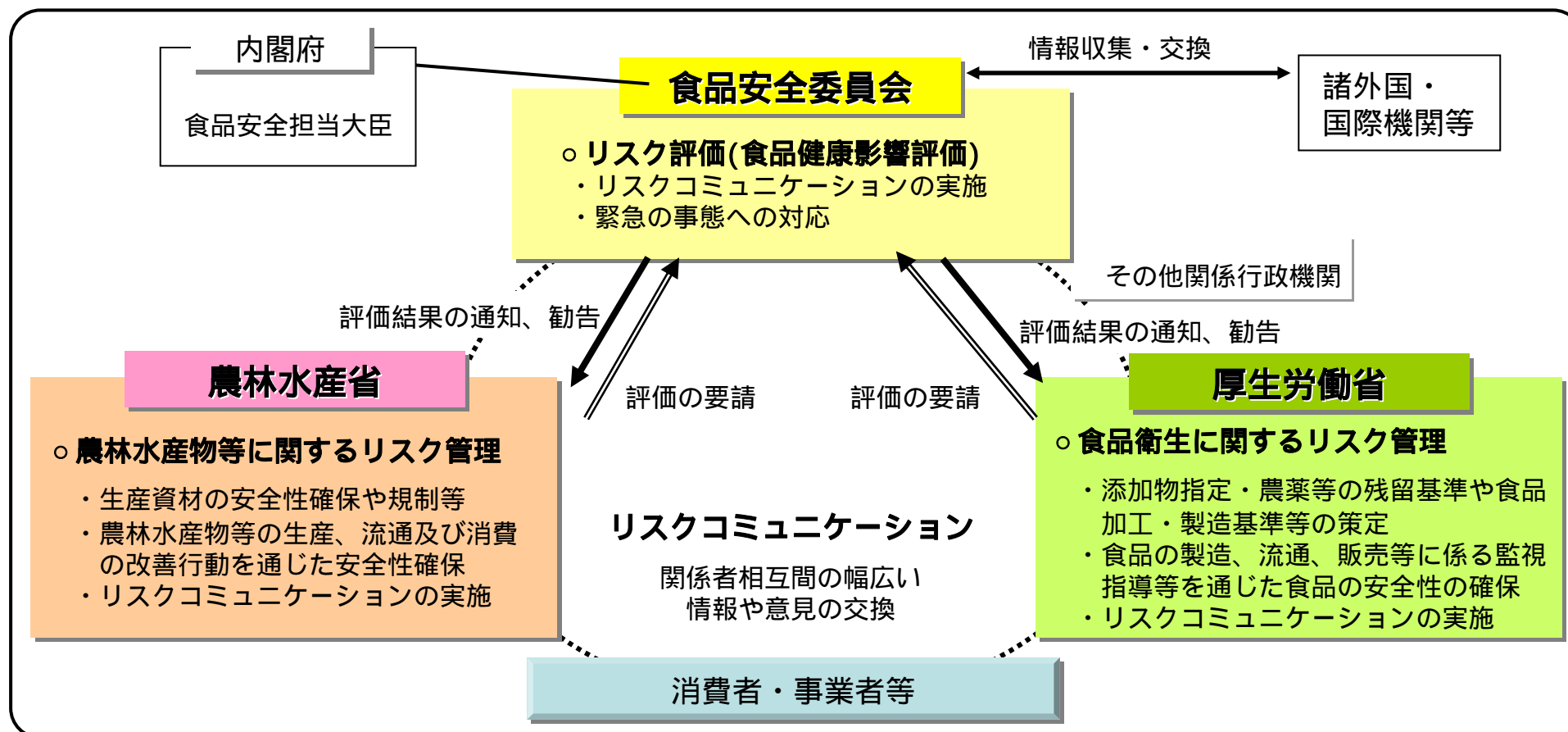


．食の安全及び消費者の信頼の確保

1．食の安全の確保

- 食品安全を巡る様々な問題の発生などを契機として、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するため、政府は、
食品安全基本法を制定して食品安全行政の基本理念を策定
食品安全行政に、リスク管理、リスク評価、リスクコミュニケーションからなる「リスク分析」の考え方を導入
リスク評価を行う食品安全委員会の設置、リスク管理を行う農林水産省、厚生労働省の組織改革
を実施しました。

■ 食品安全行政の体制（平成15年 7 月～）



1. 食の安全確保

(1) リスク管理の標準手順書の策定

- 食品安全行政にリスク分析が導入され、科学的原則及び国際基準に基づいたリスク管理の実施が課題となっています。
- このため、科学に基づいた食品安全行政を一貫した考え方で行うための「食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」を公表しました。農林水産省は、この手順書の対象となる危害要因について、適宜関係者と意見・情報の交換をしつつ、食品の安全に関する情報の収集・分析、危害要因に関するデータの作成、リスク評価の諮問、リスク管理措置の検討・決定などを行います。

リスク管理の標準手順書

【内 容】

- ・ 農林水産省が行うリスク管理(危害要因に関する情報の収集・分析、データの作成、リスク評価の諮問、施策の検討・決定に当たり考慮すべき事項等)の標準的な手順を明確にした手順書

【効 果】

- ・ 科学的原則に基づいて国際的に合意された枠組みに則ったリスク管理が可能
- ・ リスク管理を一貫した考え方の下で実施
- ・ リスク管理の過程で消費者など利害関係者の意見を反映

食品安全に係るリスク分析

■ リスク分析

何らかの問題が発生する可能性がある場合、問題発生を未然に防止したり、悪影響の起きる可能性を低減したりすること。

□ リスク管理

どの程度のリスクがあるのかを実態調査をすることにより知った上で、「生産現場から食卓まで」を通じて食品の安全を確保する措置をとること。

□ リスク評価

食品中に含まれる有害物質などを摂取することにより、どのくらいの確率でどの程度の健康への悪影響が起きるかを科学的に評価すること。

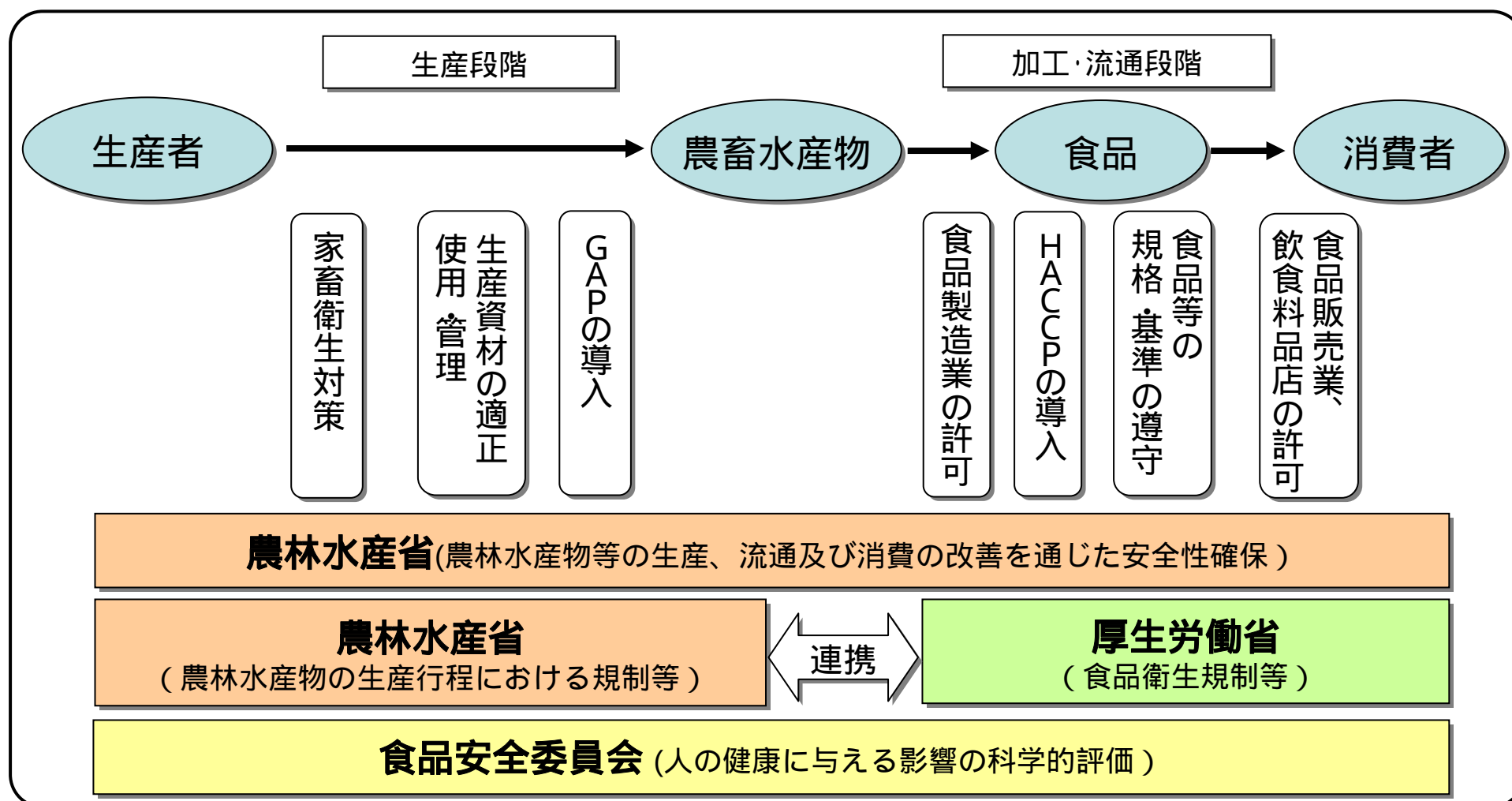
□ リスクコミュニケーション

リスク分析の全過程において、消費者など関係者間でリスクについての情報・意見を交換すること。

1. 食の安全確保

(2) 農場から食卓までのリスク管理の徹底

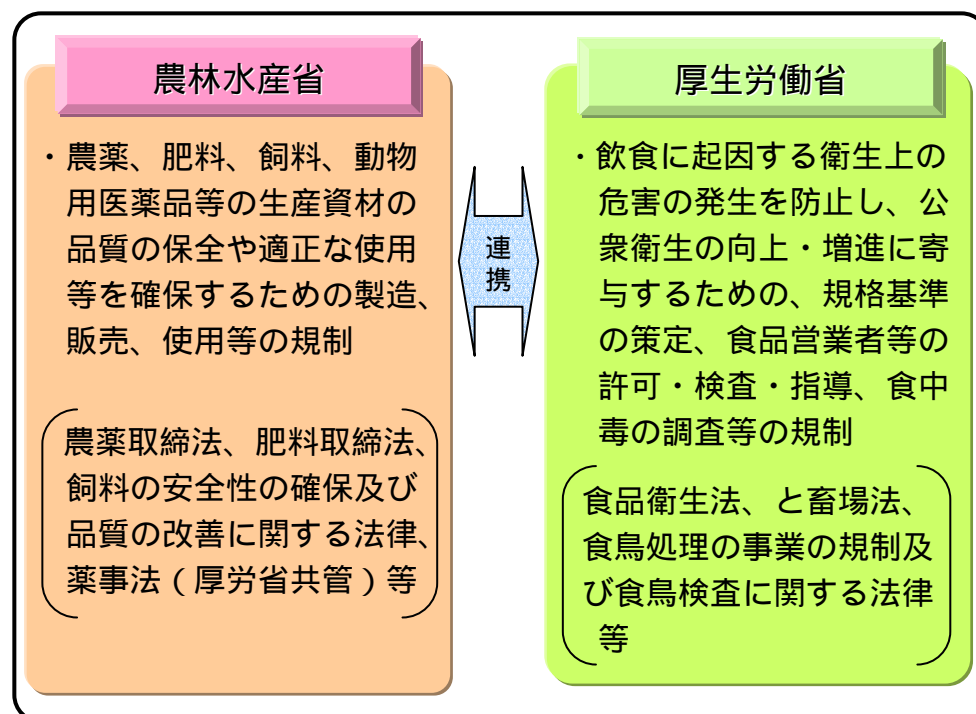
- 消費者に安全な食料を供給するためには、生産段階から消費段階にわたるリスク管理の徹底が必要です。
このため、生産資材の適正使用・管理、家畜衛生対策、農業生産における危害対策や管理方法を取りまとめたGAP(適正農業規範)の導入などの施策を実施しています。



(2) 農場から食卓までのリスク管理の徹底 生産段階における取組

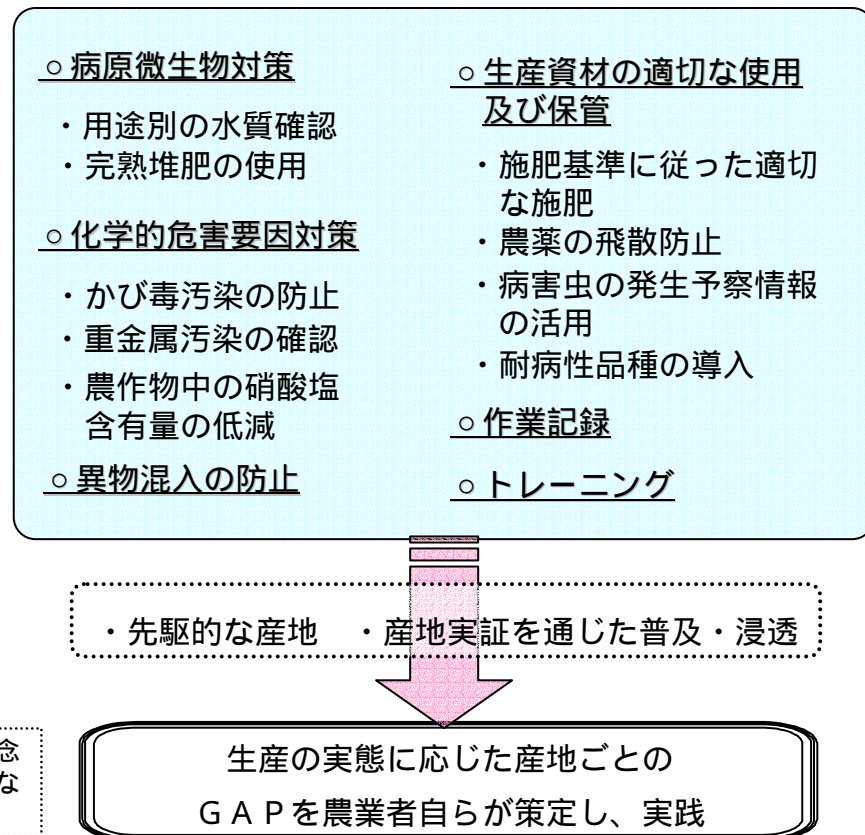
- 農薬など生産資材の使用基準を必要に応じて見直すとともに、その遵守を徹底しています。
- 農産物や食品に含まれる有害な物質については、リスクの程度や汚染状況の実態調査を行い、その結果に基づいて適切なリスク管理を実施しています。
- 主な作物別(野菜、果樹、穀類、きのこ)のGAP(適正農業規範)の策定と普及のためのマニュアルを整備し、各地域や作物の特性等に応じたGAPの策定と、これに基づく農業者・農業団体や事業者による自主的な取組を促進しています。

■ 農畜水産物の安全性を確保するための制度



(注) GAPは特定の目的のために生産管理の要点を示す一般的概念であり、食品安全性の確保の他、環境保全、労働安全等様々な目的を持つGAPの例がある。

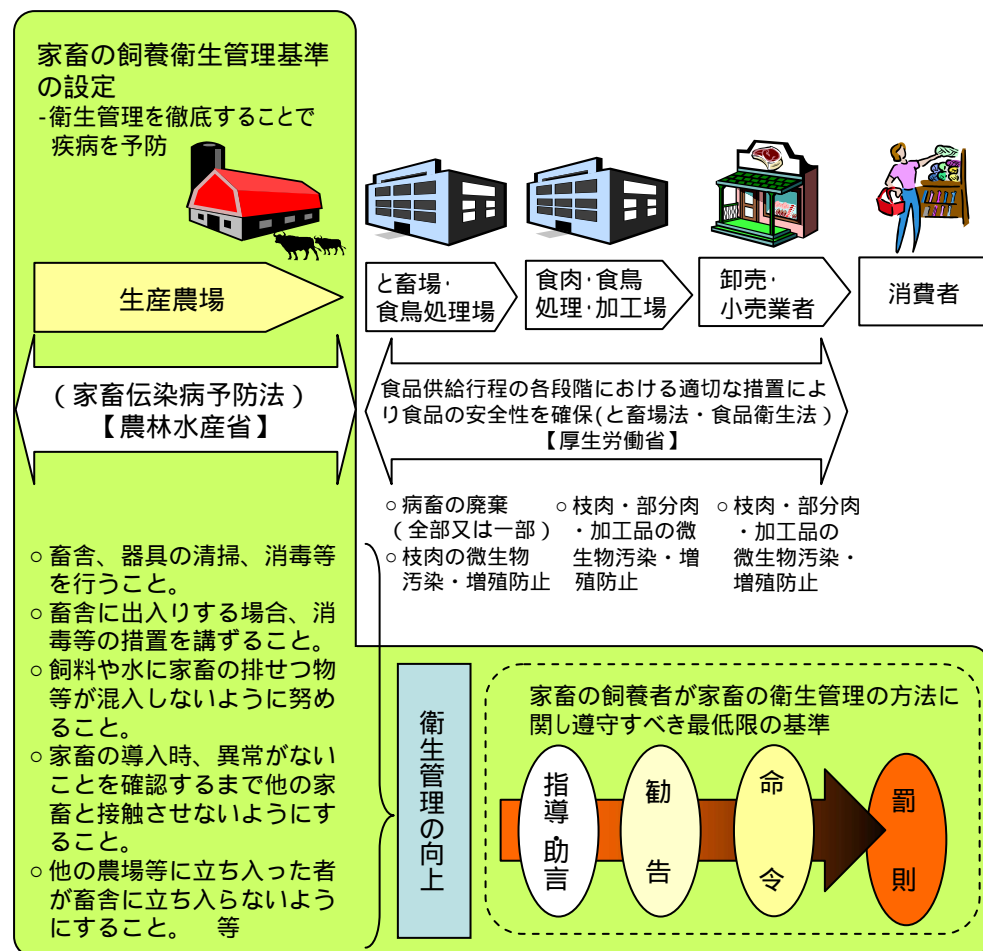
■ 食品安全のためのGAP(注)



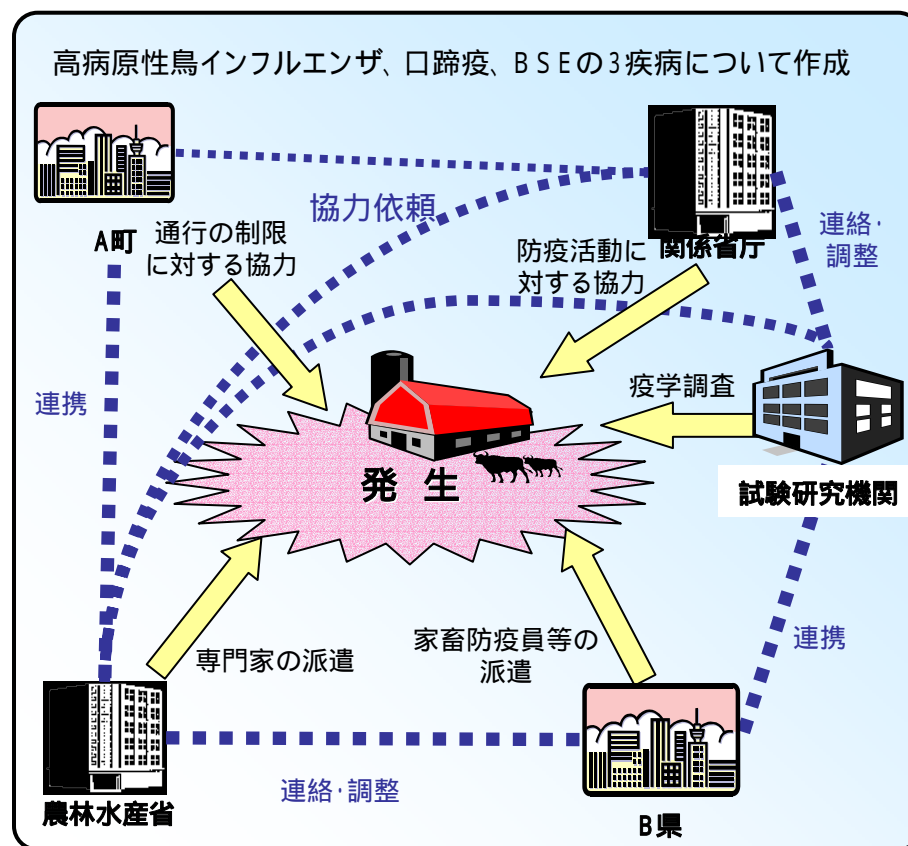
(2) 農場から食卓までのリスク管理の徹底 家畜防疫体制の強化

- 家畜の伝染病の発生を予防する観点から、飼養衛生管理基準を周知徹底し、これに即し、畜産農家における家畜の衛生管理の向上を図っています。
- また、特定家畜伝染病防疫指針に基づき、国、地方公共団体、関係機関等が連携して、家畜の伝染病の発生及びまん延防止等を実施しています。

■ 飼養衛生管理基準(平成16年9月)



■ 特定家畜伝染病防疫指針(平成16年11・12月)

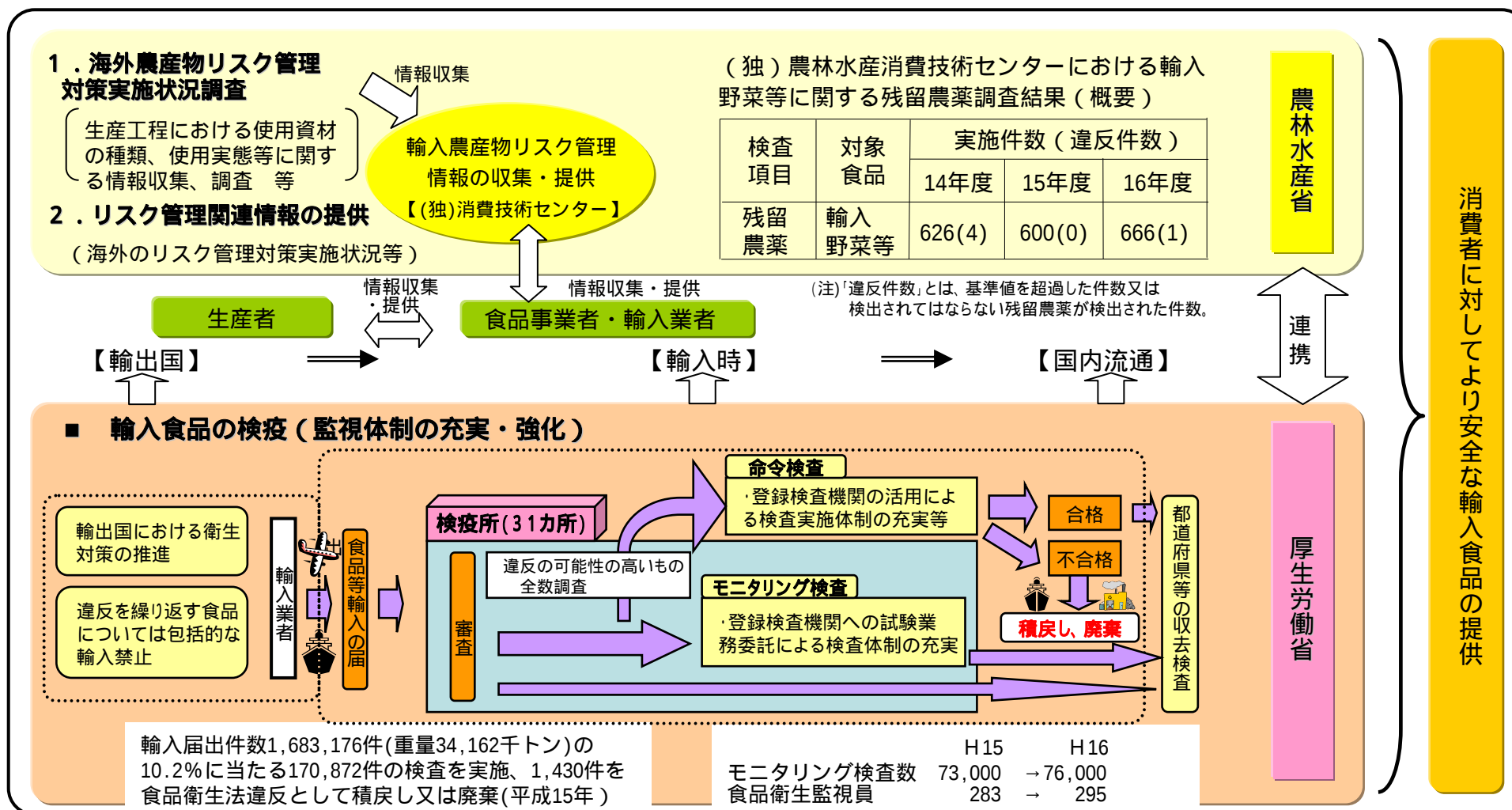


(2) 農場から食卓までのリスク管理の徹底

輸入に関する取組

- 水際における動植物検疫体制の充実や輸入食品の検査の強化等を図るとともに、輸入農産物のリスク管理に関する情報の収集・提供や輸入野菜等の残留農薬の調査等の取組を強化しています。

■ 輸入農産物の安全確保対策の概要



(3) リスクコミュニケーションの推進

- 食品の安全性の確保に関する施策の策定に国民の意見を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、消費者、事業者など関係者にわかりやすい情報を積極的に提供するとともに、関係者間の意見交換を実施しています。

■ リスクコミュニケーションの取組実績（平成15年 7 月～17年 9 月）

○ 農林水産大臣等と消費者など関係者との意見交換会・懇談会の開催

→ 「大臣と消費者等との定例懇談会」等を定期的に開催（ 6 回）

○ 関係者との意見交換会の開催

→ 食品安全委員会、厚生労働省との連携により、個別テーマごとの関係者との意見交換会を開催
・ 「食品に関するリスクコミュニケーション」(46回) ・ 各地域での意見交換会(59回)

○ 地方農政局等における意見交換会等の取組

→ 地方農政局、地方農政事務所等において、シンポジウムや意見交換会等を実施
・ シンポジウムや意見交換会等の主催（ 2,400回 ）(17年 6 月末現在)
・ パネラーや講師の派遣（ 10,961回 ）(17年 6 月末現在)

○ ホームページやメールマガジンを通じた情報提供

→ 本省、地方農政局、地方農政事務所等の関係機関がホームページ等を活用して、食の安全・安心に関する情報を提供。
→ 農林水産省、食品安全委員会、厚生労働省からの食の安全・安心情報を「食品安全エクスプレス」として発信。（ 配信数：12,359通(9 月末現在) ）

○ 政府公報を通じた情報提供

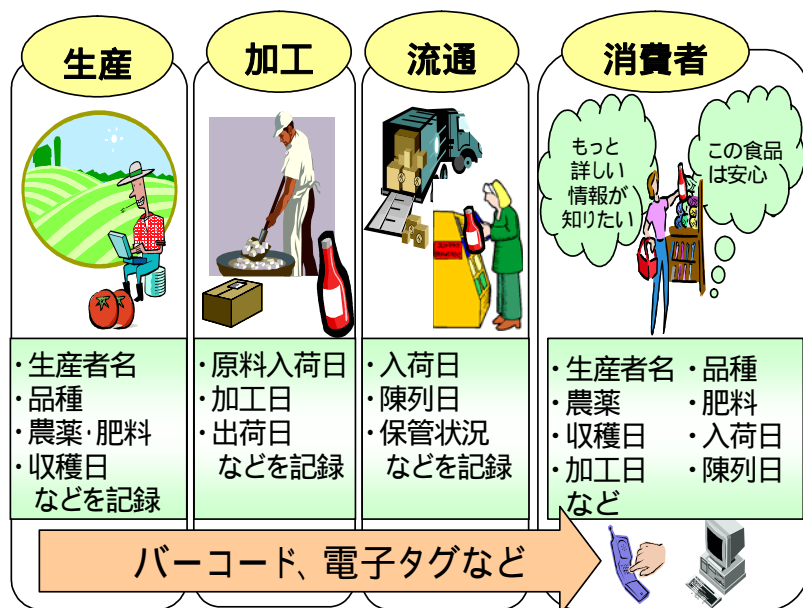
→ 政府提供テレビ番組に出演し、食の安全・安心をテーマとした農林水産省の取組を紹介。
→ テレビ、ラジオ、新聞

2. 消費者の信頼の確保

(1) トレーサビリティ・システムの導入

- 生産・加工・流通の各段階において、食品の生産や流通に関する情報が追跡・遡及できるトレーサビリティ・システム(生産流通情報把握システム)について、牛肉に加え、それ以外の食品についても、農業者・食品産業事業者による自主的な導入を促進しています。

■ 食品のトレーサビリティ・システム



(注)国内産牛肉については、法によってトレーサビリティシステムの実施が義務付け。

■ 農林水産省によるトレーサビリティ・システム導入促進策

■ 基本的な考え方の公表

「食品のトレーサビリティシステムの構築に向けた考え方」(16年3月)

■ 品目別ガイドラインの作成

「青果物のトレーサビリティ導入ガイドライン」(16年3月)
「トレーサビリティ構築に向けた外食産業ガイドライン」(16年3月)
「鶏卵トレーサビリティ導入ガイドライン」(16年11月)
「貝類(蚌・ホタテ)のトレーサビリティシステムガイドライン」(17年3月)

■ 先進的システムの開発・実証試験及びシステムの導入に必要な情報関連機器、分析機器等の整備への助成
トレーサビリティ・システム開発事業の実施(15年～16年)
トレーサビリティ・システム導入促進対策事業の実施(15年～)

■ ユビキタス食の安全・安心システムの開発・導入

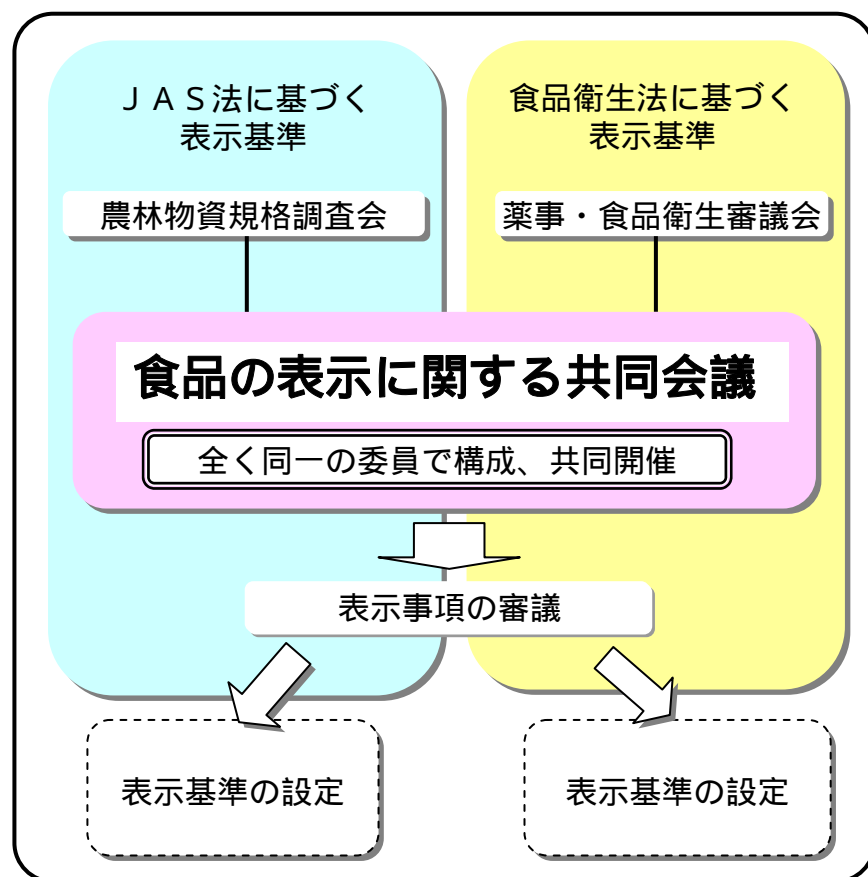
システム開発(17年～)
モデル地区整備(17年～)

生産者や食品事業者によるシステム導入の
自主的な取組を支援

(2) 食品表示の適正化と規格の充実

- 食品表示の信頼確保のため、国、地方公共団体や消費者による日常的な監視を実施しています。
- 食品表示をさらにわかりやすいものに改善するため、「食品の表示に関する共同会議」において、食品の表示基準全般について見直しを推進しています。また、主な原材料の原産地表示を進めることとし、平成18年度までに生鮮食品に近い加工食品の全てについて原則として表示を義務化します。
- 食品の生産履歴に関する情報に対する消費者の関心の高まりに対応し、生産情報公表 J A S 規格を制定するとともに、有機畜産物に関する J A S 規格を制定しています。

■ 共同会議における審議体制



■ J A S 法に基づく表示と規格の充実

【よりわかりやすい食品表示への改善】

- 主な原材料の原産地表示の充実
(8 品目 → 20 品目群 : 平成18年10月以降義務化)

【社会的ニーズに対応した新たな J A S 規格の制定】

- 生産情報公表 J A S 規格の制定



生産情報が正確に記録・保管され、事実
に即して公表されていることを示す
「生産情報公表 J A S マーク」

- 有機畜産物の J A S 規格の制定



有機食品についての規格に基づいて
生産・製造されたことを示す
「有機 J A S マーク」